

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年10月8日

京都市選挙管理委員会委員長 山口 幸秀

京都市選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

第29条の5第2項中「アラビア数字」の右に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規程する4けた以下のアラビア数字」を加える。

第10号様式の3その1注2中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

第10号様式の4その1注2中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

第10号様式の5その1中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。同様式の注3中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

第10号様式の6その1注以外の部分中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

第10号様式の7その1注以外の部分中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加え、同様式その2中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加え、同様式その2注1中「アラビア数字」の右に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する

4けた以下のアラビア数字」を加える。さらに、注2中及び3中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

第10号様式の10その1注1中「アラビア数字」の右に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規程する4けた以下のアラビア数字」を加える。

第10号様式の10その1別紙その2（2）中「自動車登録番号」の右に「又は車両番号」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（選挙管理委員会事務局選挙課）